

市川市消防委員会条例 (昭和32年3月29日条例第7号)

最終改正:平成23年3月28日条例第4号

改正内容:平成23年3月28日条例第4号[平成25年4月1日]

○市川市消防委員会条例

昭和32年3月29日条例第7号

改正

昭和49年10月19日条例第41号

平成23年3月28日条例第4号

市川市消防委員会条例

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき市川市消防委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、消防局、消防署及び消防団に関する重要事項について調査審議し、市長の諮問に応ずるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、非常勤の委員15人をもつて組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号により市長が委嘱する。

- (1) 議会の推薦した議員 5人
- (2) 消防関係者 5人
- (3) 学識経験者 5人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委員会の事務)

第8条 委員会の事務は、消防局において処理する。

(委員会の運営その他必要な事項)

第9条 前各条に定めるものを除くほか委員会の運営その他必要な事項は、委員会が市長の同意を得て定める。

附 則

この条例は、昭和32年4月1日から施行する。ただし、従前の市川市消防委員会条例により委嘱された委員の任期は、昭和32年3月31日までとする。

附 則 (昭和49年10月19日条例第41号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。